

事業名：市民提案型協働事業



Q1 この事業は、誰のために、何をやるのですか？

市民活動団体や住民組織が提案した事業を市とともに取り組む事業です。

提案した団体と市で事業を協働で実施し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを行うとともに、団体の育成、自立を促進することを目的としています。



Q2 この事業に、私たちの税金がどのように使われていますか？

事業を実施する上でかかる経費（報償費、消耗品費、印刷製本費等）に対して負担金を30万円を上限として交付しています。



Q3 この事業が行われることによるメリットは？

提案する団体等としては、市と協働することで、市が持つ知識や広報手段を活用できることや事業の経費について、支援を受けることができます。

市としては、市だけでは対応できない問題に対して、提案する団体等と協働することで解決につなげることができます。



Q4 この事業はいつから始まり、また、見直しなどを行いましたか？

この事業は平成23年度から始まり、当初は、市が提示するテーマに対して団体等から事業の提案を受けていました。

しかし、限定的なテーマに対して事業の提案をすることが難しいという意見があり、平成31年度から一定の要件のもとテーマを限定せず、団体から事業の提案を受ける現在の制度に変更しました。



事業シート（概要説明書）

予算事業名	市民提案型協働事業				事業開始年度	平成23年度					
上位施策事業名	1-3-1 市民協働のまちづくりの推進				担当局・部名	経営企画部					
根拠法令等	三原市市民提案型協働事業実施要綱				担当課・係名	地域企画課					
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務				作成責任者	井上					
実施の背景	少子高齢化やライフスタイルの変化により多様化した市民ニーズや地域課題に対して、行政と市民活動団体等が協力して解決する仕組みが求められている。										
目的 (何のために)	市民活動団体等から市と協働で行う公益的な事業を募集し、当該事業を実施することにより、地域課題や公共的課題の解決又は地域資源を活用した新たな地域の魅力を創造していくことを目的とする。 また、協働の事業実施を通して団体が今後の活動を自立して行えるように成長を促す。										
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	1年以上継続した活動を行っている市民活動団体や住民組織 ・住民組織（町内会・自治会等）27,701世帯（三原市全体43,197世帯） ・市民活動団体89団体 ・NPO法人23団体				対象者数（全住民に対する割合）				人（	）%
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：） <input checked="" type="checkbox"/> 負担金（交付先：市民活動団体, 住民組織, NPO法人 実施主体：交付先と同じ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）									
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容（箇条書き）		事業費		活動指標					
		市民提案型協働事業の広報【直接実施】 ※翌年度に行う事業の募集		0千円		広報媒体掲載件数					
		市民提案型協働事業の申請対応【直接実施】 ※申請前に市の協働予定担当課と事前協議（翌年度に行う事業の申請）		0千円		申請件数（翌年度分）					
	市民協働事業審査会による負担金交付事業者の決定 ※翌年度に行う事業の決定		43千円		交付決定件数（翌年度分）						
	提案事業の実施（市との協働実施） 例：市で広報活動の一部や施設予約を行い、イベント等の実施を市民活動団体等で行う		895千円		事業実施件数						
	三原市市民提案型協働事業負担金の交付				交付件数						
関連事業 (同一目的事業等)	市民活動団体育成事業（地域企画課）【補助金 200千円】 対象：市民活動団体 補助金額：1団体につき上限5万円										
コスト	令和5年度（予算）		令和4年度（決算見込）		令和3年度（決算）		令和2年度（決算）				
	事業費合計	938千円		1,360千円		484千円		943千円			
	事業費内訳 (令和4年度分)	・市民提案型協働事業費負担金 R4（5団体）：1,317千円 R3（2団体）：441千円 R2（3団体）：900千円 ・市民協働事業審査会委員報酬 R2～R4（同額）：43千円									
	担当正職員	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円		
	臨時職員等	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円		
人件費合計	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円	0.25人	1,500千円			
総事業費	2,438千円		2,860千円		1,984千円		2,443千円				
財源内訳	国県補助金										
		千円		千円		千円		千円			
	地方債										
		千円		千円		千円		千円			
	その他の財源 (使用料、手数料など)										
	千円		千円		千円		千円				
一般財源	2,438千円		2,860千円		1,984千円		2,443千円				
財源合計	2,438千円		2,860千円		1,984千円		2,443千円				

事業シート（概要説明書）

予算事業名		市民提案型協働事業			事業開始年度		平成23年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
		広報媒体掲載件数 ※翌年度に行う事業を募集		件	5/5	5/5	3/5	
		申請件数 ※翌年度に行う事業の申請		件	4/7	7/7	3/7	
		交付決定件数 ※翌年度に行う事業に対する交付決定		件	3/4	5/7	2/3	
		事業実施件数		件	5/5	2/5	4/5	
		交付件数 ※当該年度に行う事業に対する交付		件	5/5	2/5	3/5	
	単位当たりコスト	総事業費	/	交付件数	千円	572	992	814
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	市民活動団体等と市が協働することで地域課題や公共的課題の解決すること等を目標としていることから、地域課題解決に寄与した事業件数を指標とした。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
		地域課題解決に寄与した事業数		事業	5/5	2/5	4/5	
					/	/	/	
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業目的である団体の成長、自立促進に必ずしもつながっていない 事業終了後、資金・人材の確保に団体が課題を抱えている 申請件数が伸び悩んでおり、団体数の減少が要因と考えられる <p>【対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立に向けた事業実施を促す 資金・人材の確保に向けた取り組みを促す 市民活動の活発化を促し、団体数の増加につなげる <p>【今後の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題分析を行うとともに、制度を検証する 情報提供や助言等を積極的に行い、事業終了後の継続的な活動につなげる 新規団体数の増加及び既存団体を育成するとともに、市民活動の活発化を目指す 						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		<p>○岡山市「岡山市市民協働推進事業」 公共的課題に対して、協働することで効果的に課題解決へ進む事業を公募する。補助決定された事業に対して補助金を交付し、対象団体と市の協働で事業を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業（2種） NPO提案型：団体が公共的課題を設定するもの 行政提案型：市が公共的課題を設定するもの 補助金額：補助限度額 200万円 （NPO提案型 対象経費の4/5以内） （行政提案型 対象経費の5/5以内） 						
特記事項								

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	市民提案型協働事業	事業開始年度	平成23年度	
団体名	久井朗読ボランティア「アリスの会」			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市補助金等交付規則 ・三原市市民提案型協働事業実施要綱 			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの補助金	千円	印刷製本費	86 千円
	県からの補助金	千円	委託料	120 千円
	市町村からの補助金	205 千円	補助対象外経費	1 千円
	委託料・指定管理料	千円		千円
	補助金	205 千円		千円
	その他	千円		千円
	その他 (自己負担)	2 千円		千円
総計	207 千円	総計	207 千円	

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	<p>朗読ボランティアの育成と朗読活動を行う非営利の市民団体です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 朗読ボランティアの育成や朗読活動を通して、地域の民話を後世に語り継ぐこと ・設立 平成17年5月 ・会員数 10人(令和3年8月31日時点) 									
	資本金	千円	※申 役 請 時 点	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員						
	出資比率	%		職員						
団体全体の収支状況	収入				支出					
	国からの補助金	千円			事業費				208	千円
	県からの補助金	千円			活動交通費				5	千円
	市町村からの補助金	205 千円			印刷製本費				1	千円
	委託料・指定管理料	千円			保険料				1	千円
	補助金	205 千円			その他(使用料等)				8	千円
	その他	千円			総計				223	千円
	その他 (会費及び共同募金配分金)	18 千円								
総計	223 千円			収支差				0	千円	
特記事項	負債総額: 円 資本総額: 円 利益剰余金(もしくは欠損金): 円									
財務諸表URL										

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	市民提案型協働事業		事業開始年度	平成23年度	
団体名	「生活充実講座」を地域に広める会～みちみち～				
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市補助金等交付規則 ・三原市市民提案型協働事業実施要綱 				
当該事業の団体における収支状況	収入		支出		
	国からの補助金	千円	報償費及び手数料	121 千円	
	県からの補助金	千円	消耗品費	17 千円	
	市町村からの補助金	280 千円	印刷製本費	100 千円	
		委託料・指定管理料	千円	通信運搬費	42 千円
		補助金	280 千円	補助対象外経費	80 千円
	その他	千円		千円	
	その他 (会費, 寄付等)	80 千円		千円	
総計	360 千円	総計	360 千円		

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	<p>高齢化した住民がいつまでも幸せで健康的な生活を送り続けるポイントを学べる「生活充実講座」を行う非営利の市民団体です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 「生活充実講座」を地域に広め、市民が生涯にわたって生きがいを感じ、満足した生活を送ることができるように支援すること ・設立 令和元年7月 ・会員数 7人(令和3年8月31日時点) 										
	資本金	千円	※申 役 請 職 時 員 点	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)	
	市出資金	千円		役員							
	出資比率	%		職員							
団体全体の収支状況	収入		支出								
	国からの補助金	千円	報償費及び手数料	121		千円					
	県からの補助金	千円	旅費	80		千円					
	市町村からの補助金	280 千円	消耗品費	16		千円					
		委託料・指定管理料	千円	印刷製本費及び通信運搬費	150		千円				
		補助金	280 千円	食糧費	7		千円				
	その他	千円	総計	374		千円					
	その他 (会費, 寄附, 講師料等)	94 千円									
総計	374 千円	収支差	0		千円						
特記事項	負債総額: 円 資本総額: 円 利益剰余金(もしくは欠損金): 円										
財務諸表URL											

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	市民提案型協働事業	事業開始年度	平成23年度		
団体名	三原ミュージック・ポケット				
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市補助金等交付規則 ・三原市市民提案型協働事業実施要綱 				
当該事業の団体における収支状況	収入		支出		
	国からの補助金	千円	報償費	126 千円	
	県からの補助金	千円	消耗品費	32 千円	
	市町村からの補助金	300 千円	印刷製本費・通信運搬費		39 千円
		委託料・指定管理料	千円	保険料・手数料	7 千円
		補助金	300 千円	使用料・賃借料	55 千円
	その他	千円	備品購入費	92 千円	
	その他 (参加費, 自己負担等)	160 千円	補助対象外経費	109 千円	
総計	460 千円	総計	460 千円		

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	<p>三原市内で音楽中心のイベントを行っている非営利の市民団体です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 三原市とその周辺地域で活動しているアマチュア音楽家に発表の場と機会を提供し、地域住民にライブのイベントを楽しんでもらうことを通じて、三原の活性化につなげること ・設立 平成30年9月 ・会員数 10人(令和3年8月31日時点) 									
	資本金	千円	※申 役 請 時 員 点	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員						
	出資比率	%		職員						
団体全体の収支状況	収入				支出					
	国からの補助金	千円	報償費及び手数料			139 千円				
	県からの補助金	千円	消耗品費			32 千円				
	市町村からの補助金	300 千円	印刷製本費及び通信運搬費			39 千円				
		委託料・指定管理料	千円	使用料及び賃借料			60 千円			
		補助金	300 千円	その他 (備品購入費, 保険料等)			207 千円			
	その他	千円	次年度繰越金			118 千円				
	その他 (前年度繰越金, 協賛金)	295 千円	総計			595 千円				
総計	595 千円	収支差			0 千円					
特記事項	負債総額: 円 資本総額: 円 利益剰余金(もしくは欠損金): 円									
財務諸表URL										

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	市民提案型協働事業	事業開始年度	平成23年度		
団体名	三原「地球のステージ」上演実行委員会				
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市補助金等交付規則 ・三原市市民提案型協働事業実施要綱 				
当該事業の団体における収支状況	収入		支出		
	国からの補助金	千円	報償費・旅費	237 千円	
	県からの補助金	千円	消耗品費	5 千円	
	市町村からの補助金	300 千円	印刷製本費	2 千円	
		委託料・指定管理料	千円	委託料	96 千円
		補助金	300 千円	手数料及びその他経費	45 千円
	その他	千円	補助対象外経費	12 千円	
	その他 (協賛金)	97 千円		千円	
総計	397 千円	総計	397 千円		

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	神奈川県海老名市に事務所を置く桑山紀彦氏が代表のNPO法人「地球のステージ」の上演を三原市内で行う非営利の市民団体です。 ・目的 上演会を通して、紛争や災害から力強く笑顔で目標に向かって立ち上がり進む子どもや大人達の姿から、深い感動や災害から立ち上がる力を与えること また、東日本大震災を忘れず伝えることにより、今後発生する災害に対しての啓発を行うこと ・設立 平成29年2月 ・会員数 7人(令和3年8月31日時点)									
	資本金	千円	※申 役 請 時 員 点	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員						
	出資比率	%		職員						
団体全体の収支状況	収入				支出					
	国からの補助金	千円	報償費	312 千円						
	県からの補助金	千円	消耗品費	42 千円						
	市町村からの補助金	300 千円	委託料	18 千円						
		委託料・指定管理料	千円	食糧費	12 千円					
		補助金	300 千円	その他 (手数料, 印刷製本費等)	15 千円					
	その他	千円	次年度繰越金	245 千円						
	その他 (前年度繰越金, 協賛金)	344 千円	総計	644 千円						
総計	644 千円	収支差	0 千円							
特記事項										
財務諸表URL										

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	市民提案型協働事業	事業開始年度	平成23年度		
団体名	西国街道・本町地区まちづくり協議会				
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市補助金等交付規則 ・三原市市民提案型協働事業実施要綱 				
当該事業の団体における収支状況	収入		支出		
	国からの補助金	千円	消耗品費	98 千円	
	県からの補助金	千円	印刷製本費及び手数料	117 千円	
	市町村からの補助金	231 千円	通信運搬費	7 千円	
		委託料・指定管理料	千円	委託料	9 千円
		補助金	231 千円	補助対象外経費	63 千円
	その他	千円		千円	
	その他 (自己負担)	63 千円		千円	
総計	294 千円	総計	294 千円		

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	<p>本町地区の歴史・文化・新たに創出される資源を活かした地区の魅力づくりに取り組む非営利の市民団体です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 活動を通してにぎわいのある街道の再生・住みよさが感じられる誇りと愛着が持てるまちづくりを行うこと ・設立 令和2年6月 ・会員数 51人(令和3年8月31日時点) 										
	資本金	千円	※申 役 請 時 員 点	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)	
	市出資金	千円		役員							
	出資比率	%		職員							
団体全体の収支状況	収入				支出						
	国からの補助金	0 千円	事業費A	52 千円							
	県からの補助金	0 千円	事業費B	351 千円							
	市町村からの補助金	350 千円	事業費C	9 千円							
		委託料・指定管理料	0 千円	次年度繰越金	152 千円						
		補助金	350 千円	総計	564 千円						
	その他	0 千円									
	その他 (前年度繰越金, 会費等)	214 千円									
総計	564 千円	収支差	0 千円								
特記事項											
財務諸表URL											

令和4年度事業概要

団体名	久井朗読ボランティア「アリスの会」
事業名	久井の民話・民話にまつわる遺跡のマップ制作（デジタル併用）と伝承
担当課	文化課，久井支所地域振興課
補助額	205,000円
事業内容	久井地域の民話及び民話にまつわる遺跡について，マップを制作し，民話及び遺跡を後世に伝承するとともに，地域外にも周知して地域活性につなげる。マップ上にはQRコードを掲載し，民話や現地紹介の動画を視聴できるようにする。

団体名	「生活充実講座」を地域に広める会～みちみち～
事業名	「生活充実講座」を地域で開催する
担当課	高齢者福祉課
補助額	280,012円
事業内容	高齢化した住民がいつまでも幸せで健康的な生活を送り続ける「ポイント」を学ぶことができる「生活充実講座」を，対象者ごとに5つのコースに分けて，地域の集会所等で開催する。

団体名	三原ミュージック・ポケット
事業名	アマチュア音楽家による市民コンサートの開催行事
担当課	文化課
補助額	300,000円
事業内容	アマチュア音楽家の発表の場として「第5回三原アマチュア音楽祭」や，本郷地域・久井地域・大和地域・佐木島でのミニコンサートを開催する。また，学生等の若者に，音楽イベントの企画立案，発表の機会を提供する。

団体名	三原「地球のステージ」上演実行委員会
事業名	「地球のステージ6」 in 三原 上演事業
担当課	学校教育課，危機管理課
補助額	300,000円
事業内容	世界中で起きている「紛争，災害，貧困の地の子どもたちに，音楽と映像で近づこう」というコンサートステージ「地球のステージ」を，市立第二中学校において，同校の生徒，保護者及び一般市民を対象に上演する。

団体名	西国街道・本町地区まちづくり協議会
事業名	西国街道（本町）フォトコンテスト
担当課	観光課
補助額	231,161円
事業内容	「広島県魅力あるまちづくり支援事業」モデル地区の指定を受け，地域の魅力づくりに取り組んでいる本町地区において，有志により新設された大島神社の鳥居（約70基）のライトアップ及びフォトコンテストを行う。

市 民 提 案 型 協 働 事 業

事業の概要

市民活動団体や住民組織のみなさんから新しい発想や柔軟性、専門性等を十分に活かした事業の提案をいただき、三原市と協働して地域課題の解決や魅力あるまちづくりに取り組む事業です。

提案できる団体

市民活動団体または住民組織で、次の要件をすべて満たす団体

- (1) 5人以上の構成員により組織されており、構成員のうち半数以上が市内に住所を有する者または通勤通学している者であること
- (2) 市内に事務所又は活動拠点があること
- (3) 1年以上継続した活動を行っていること
- (4) 会則、規約等に基づき運営され、会計処理を適正に行っていること

提案できる事業

令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までに行う事業で、次の要件をすべて満たす事業

- (1) 市内で実施する公益的な事業であって、協働により地域や社会の課題解決につながるもの
- (2) 提案団体と市との役割分担が明確かつ適切であり、市と協働することにより相乗効果が期待できるもの
- (3) 予算見積り等が適正であり、提案団体自らが実施するもの

【協働事業を継続する場合について】

同一事業は、3年を限度に継続することができます。ただし、年度ごとに提案を行い、その事業が採択されることが必要です。

過去に協働事業として3年度実施された事業と同様の事業内容と認められる場合、提案を受け付けないことがあります。

市の経費負担

負担金交付の対象となる経費の10分の10以内（上限額30万円）

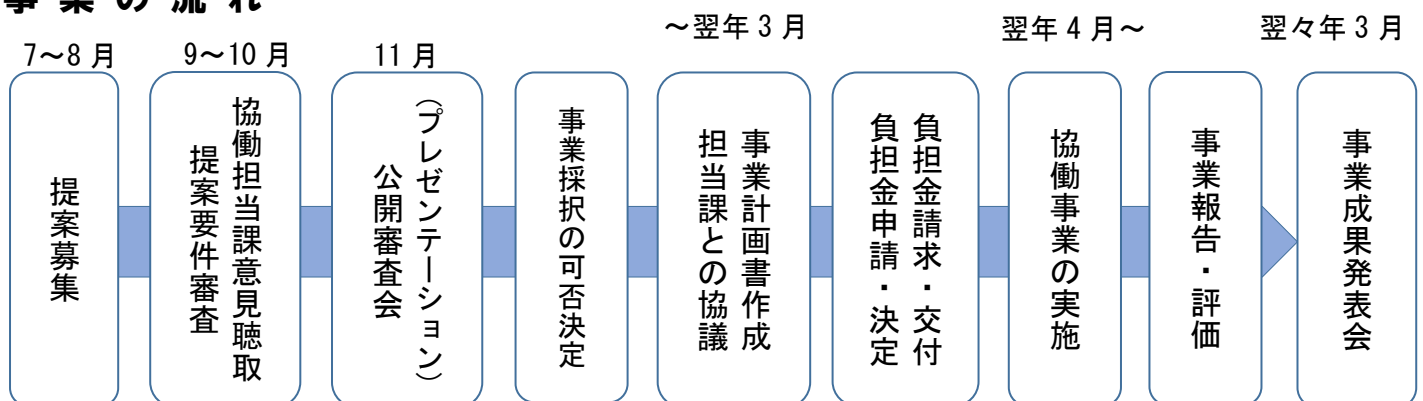
※負担金については、市担当課との協議により実施計画書を作成後、予算措置を行い、令和5年度の予算が成立後、その予算の範囲内で負担金交付決定を行うこととなります。



審査項目

審査項目		評価視点
1	事業の公益性	・ 不特定多数の市民の利益，市民サービスの向上につながる事業であるか。
2	事業の必要性	・ 重要度・緊急度の高い課題を的確に把握し，課題解決につながる事業となっているか。 ・ 市民に必要とされる事業であるか。 ・ すでに行われている事業と重複していないか。
3	事業の先駆性・独創性	・ 提案団体の特性を生かした先進的で創意工夫のある事業であるか。 ・ これまでにない新しい視点，手法で取組む事業であるか。
4	予算の妥当性	・ 活動の内容，規模に合った予算となっているか。 ・ 費用対効果のバランスがとれているか。 ・ 参加者負担金などの財源は適当か。
5	協働の必要性・相乗効果	・ 市が協働で行うべき事業であるか。 ・ 単独で行うよりも事業効果を高めることができるか。
6	役割分担，事業計画の妥当性	・ 提案団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。（市の役割が大きくなりすぎていないか。） ・ 事業実施スケジュールは適正かつ妥当なものであるか。
7	事業遂行能力	・ 提案団体自らが事業を企画実施し，事業をやり遂げる能力が十分あるか。
8	自立性	・ 事業実施後も団体が自立して実施することにつながる内容の事業であるか。

事業の流れ



三原市市民提案型協働事業実施要綱

平成 23 年 4 月 1 日

要 綱 第 4 0 号

(目的)

第 1 条 市民協働のまちづくりの理念に基づき、対等な立場で相互の責任と役割分担のもとに取り組む協働事業の提案を市民活動団体等から募集し、市民活動団体等と市が当該事業を実施することにより、地域課題や公共的課題の解決又は地域の魅力を創造していくことを目的とする。

(提案団体)

第 2 条 本要綱に基づいて実施する協働事業（以下、「協働事業」という。）を市に提案できる団体（以下、「提案団体」という。）は、三原市市民活動団体育成事業補助金交付要綱（平成 23 年三原市要綱第 41 号）第 2 条に規定する市民活動団体、又は三原市住民組織協力費交付要綱（平成 20 年三原市要綱第 39 号）第 3 条の規定により認定を受けた住民組織若しくは住民組織で構成された連合組織で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5 人以上の構成員により組織されており、構成員のうち半数以上が市内に住所を有する者、又は通勤通学している者であること。
- (2) 市内に事務所又は活動拠点があること。
- (3) 1 年以上継続した活動を行っていること。
- (4) 会則、規約等に基づき運営され、会計処理を適正に行っていること。

(提案事業)

第 3 条 協働事業の要件は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 市内で実施する公益的な事業であって、協働により地域や社会の課題解決につながるもの。
- (2) 提案団体と市との役割分担が明確かつ適切であり、市と協働することにより相乗効果が期待できるもの。
- (3) 予算見積り等が適正であり、提案団体自らが実施するもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は提案の対象としない。

- (1) 市が実施する他の財政的支援制度の対象となるもの
- (2) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属するもの
- (3) 政治、宗教及び営利を目的とするもの
- (4) 施設等の建設及び整備、又は設備及び備品の整備を主たる目的とするもの
- (5) その他公序良俗に反するなど協働事業として適当でないと認められるもの

(事業の実施期間)

第 4 条 提案団体が実施する事業の期間は、単年度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、3 年を限度に継続することができる。

2 前項ただし書きの場合において、提案団体は、毎年度提案を行い、市の審査を受けるものとする。

(協働事業の提案)

第5条 提案団体は、協働事業を提案するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 協働事業提案書(様式第1号)
- (2) 団体概要書(様式第2号)
- (3) 団体の役員及び構成員の名簿
- (4) 団体の定款、規約又は会則
- (5) 前年度活動報告書・収支決算書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(提案事業の審査、採否決定)

第6条 市長は、第5条による提案があったときは、提案された協働事業(以下「提案事業」という。)について、実施候補事業の採否を審査するため、三原市市民協働事業審査会(以下「審査会」という。)に意見を求めるものとする。

2 審査会は、別に定める審査基準により提案内容を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

3 審査会は、前号の審査にあたって、提案事業に関係する課等から意見を聴くことができる。

4 市長は、審査会の意見に基づき、実施候補事業の採否を決定し、その結果を市民提案型協働事業提案結果通知書(様式第3号)により提案団体に通知するものとする。

(事業実施協議)

第7条 提案団体と市は、実施候補事業として採択された提案事業(以下「採択事業」という。)の実施に向けて、事業実施に関する基本的事項、役割分担等を協議し、協働事業実施計画書(様式第4号。以下「実施計画書」という。)を作成するものとする。

2 市長は、採択事業の事業化の過程において、採択事業の実施が不可能又は著しく困難であると判断したときは、市民提案型協働事業実施協議中止通知書(様式第5号)により速やかにその旨を提案団体に通知するものとする。

(事業の実施)

第8条 提案団体と市は、実施計画書に基づき、採択事業を実施するものとする。

(提案事業の評価)

第9条 提案団体と市は、採択事業が完了したときは、事業評価を行い、協働事業報告書(様式第6号)を作成するものとする。

2 提案団体と市は、協働事業報告書により審査会へ事業結果の報告を行うものとする。

(市の経費負担)

第10条 市長は、実施計画書が作成された採択事業について、実施計画書に基づく市の役割に応じて、予算の範囲内で三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号）及び本要綱に基づき、市民提案型協働事業負担金（以下「負担金」という。）を提案団体に交付するものとする。

(負担対象経費)

第11条 負担金の交付の対象となる経費は、採択事業の実施に直接要する経費のうち別に定める経費とする。

(負担金の額)

第12条 負担金の額は、負担金の交付の対象となる経費の10分の10以内で、30万円を上限とする。

(負担金の交付申請)

第13条 負担金の交付を受けようとする提案団体（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 市民提案型協働事業負担金交付申請書（様式第7号）

(2) 協働事業実施計画書（様式第4号）

(3) その他市長が必要と認めるもの

(負担金の交付決定)

第14条 市長は、前条の規定による負担金交付申請があったときは、負担金交付の可否を決定し、その旨を市民提案型協働事業負担金交付決定通知書（様式第8号）により、負担金交付申請をした提案団体に通知するものとする。

2 市長は、負担金の交付決定に当たって、条件を付することができる。

(負担金額の変更)

第15条 負担金の交付決定を受けた提案団体（以下「交付決定団体」という。）が、前条の規定による決定通知書を受けた後において、採択事業の計画の変更を行うときは、市民提案型協働事業計画変更申請書（様式第9号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、変更内容を審査し、市民提案型協働事業負担金交付変更決定通知書（様式第10号）により交付決定団体に通知しなければならない。

(実績報告)

第16条 交付決定団体は、採択事業が完了したときは、事業の完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 市民提案型協働事業完了実績報告書（様式第11号）

(2) 協働事業報告書（様式第6号）

(4) 領収書の写し

(3) その他市長が必要と認めるもの

(負担金額の確定)

第17条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、審査のうえ、負担金の額を確定し、市民提案型協働事業負担金交付額確定通知書(様式第12号)により、交付決定団体に通知しなければならない。

2 前項で定める負担金の確定額は、負担金交付決定額を上限とする。

(負担金の交付)

第18条 市長は、前条の規定により負担金額を確定したときは、速やかに交付決定団体に対し負担金を交付するものとする。

2 交付決定団体は、前項の規定により負担金の交付を受けようとするときは、市民提案型協働事業負担金(概算払)交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第19条 市長は、負担金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、負担金を概算払により交付することができる。

2 交付決定団体は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、市民提案型協働事業負担金(概算払)交付請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実施状況の公表)

第20条 市長は、協働事業の提案内容、採否結果、各事業の進行状況及び実施結果について、原則として公表するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月7日三原市要綱第9号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月20日三原市要綱第110号)

この要綱は、公布の日から施行する。

